

2021年4月1日

受講者の皆さま

**D38「給水装置工事主任技術者受験合格講座」**  
**技術基準改正要点のお知らせ**

JTEX（訓）日本技能教育開発センター  
企画開発グループ  
TEL 03-3235-8682

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今回ご受講いただきました通信教育講座「給水装置工事主任技術者受験合格講座」において、令和2年度の「給水装置工事技術基準」改正による差分が生じています。

つきましては、「改正要点のお知らせ」を用意しましたので、ご確認のほど、お願い申し上げます。

差分が取り込まれた令和3年度版の要点テキストが完成しましたら、追ってお送りいたします。発送は、2021年6月上旬を見込んでおります。

なお、令和3年度の国家試験の実施は、10月下旬の予定です。

お手数をおかけして申し訳ありませんが、何卒よろしく願いいたします。

敬具

記

**1. 試験の出題範囲**

（公財）給水装置工事技術振興財団で発行の「給水装置工事技術指針」に記載の内容で、「給水装置工事主任技術者」試験問題が作成される。

合格基準に、各科目の必要得点が設定されているので、記載内容が変更された科目は留意する。

**2. 試験の出題数**

問題数は60問で増減はないが、「給水装置の概要」が5問増え、「給水装置施工管理法」が5問減となった。

科目	～令和元年	令和2年～
① 公衆衛生概論	3	3
② 水道行政	6	6
③ 給水装置工事法	10	10
④ 給水装置の構造及び性能	10	10
⑤ 給水装置計画論	6	6
⑥ 給水装置工事事務論	5	5
⑦ 給水装置の概要	10	15
⑧ 給水装置施工管理法	10	5
計	60	60

### 3. 技術指針記載内容の主な変更点

- ① (新規) 水道法の改正 (平成 30 年法律第 92 号)
- ② (科目の移行) 建設業法、労働安全衛生法、建築基準法等の関係法令の概要
- ③ (新規) 建築物衛生法の概要
- ④ (科目を移行して統合) 給水装置と給水装置工事の概要
- ⑤ (新規) 給水用具、自動販売機、製氷機、食器洗い機、ディスプレイ用給水装置、水栓柱など
- ⑥ (新規) 給水装置工事の撤去工事

### 4. 技術指針の科目別記載内容

- ★ 新規、分離等      ☆ 削除、科目移行等

#### 第 1 編 公衆衛生概論 《変更無し》

- 1.1 飲料水の衛生と水道
  - 1.1.1 水と人の健康
  - 1.1.2 水道の歴史
- 1.2 水道の基礎
  - 1.2.1 水道の定義
  - 1.2.2 水道施設
  - 1.2.3 給水装置
- 1.3 水道の基本的な要件
  - 1.3.1 水質基準と施設基準
  - 1.3.2 消毒による衛生対策

#### 第 2 編 水道行政

- 2.1 水道行政と水道事業との関係
  - ★ 2.1.1 水道法の改正 (平成 30 年法律第 92 号) 【新規】
  - 2.1.2 水道法の目的等
  - 2.1.3 水道事業の認可
- 2.2 指定給水装置工事事業者制度
  - 2.2.1 給水装置と給水装置工事
- ☆ 2.2. x 給水装置の構造及び材質の基準等 【削除：第 4 編へ移す】
  - 2.2.2 指定給水装置工事事業者制度の概要
  - 2.2.3 給水装置工事主任技術者の職務と制度上の役割
- 2.3 水道事業等の経営
  - 2.3.1 水道事業者等による水道施設の整備
  - 2.3.2 供給規程
  - 2.3.3 給水義務
  - 2.3.3 給水義務
  - ★ 2.3.4 検査の請求
  - 2.3.5 水道技術管理者
  - 2.3.6 水道事業者による第三者への業務委託
  - ★ 2.3.7 水道施設運営権 【新規】
  - 2.3.8 水質管理
  - ★ 2.3.9 簡易専用水道の管理基準等 【新規】

2.3.10 水源の汚濁防止のための要請等

**第3編 給水装置の概要**

3.1 給水装置の概要

- ☆ 3.1.x 給水装置の概要【削除：骨子は第1編、第2編へ移す】
- ☆ 3.1.x 給水装置工事の概要【削除：骨子は第1編、第2編へ移す】

3.2 給水管及び継手

- ★ 3.2.1 ライニング鋼管
- ★ 3.2.2 ステンレス鋼管
- ★ 3.2.3 銅管
- ★ 3.2.4 ダクタイル鋳鉄管
- 3.2.5 合成樹脂管

3.3 給水用具

- 3.3.1 分水栓
- 3.3.2 止水栓
- 3.3.3 給水栓
- 3.3.4 弁類
- 3.3.5 冷水機（ウォータークーラー）
- ★ 3.3.6 自動販売機【新規】
- ★ 3.3.7 製氷機【新規】
- 3.3.8 湯沸器
- 3.3.9 浄水器
- 3.3.10 直結加圧形ポンプユニット
- 3.3.11 洗浄装置付便座
- ★ 3.3.12 食器洗い機【新規】
- ★ 3.3.13 ディスポーザ用給水装置【新規】
- ★ 3.3.14 水栓柱（立水栓）【新規】
- 3.3.15 その他の給水用具

3.4 水道メーター

- 3.4.1 水道メーターの分類
- 3.4.2 水道メーターの性能、形式
- 3.4.3 水道メーターの構造
- 3.4.4 水道メーターの遠隔表示装置
- ★ 3.4.5 メーターユニット【新規】
- 3.5 給水用具の故障と対策
  - 3.5.1 水栓の故障と対策
  - 3.5.2 ボールタップの故障と対策
  - 3.5.3 ボールタップ付ロータンクの故障と対策（一般形）
  - ★ 3.5.4 ダイヤフラム式ボールタップ付ロータンクの故障と対策【新規】
  - 3.5.5 大便器洗浄弁の故障と対策
  - 3.5.6 小便器洗浄弁の故障と対策
  - 3.5.7 定水位弁の故障と対策
- ☆ 3.5.x 湯沸器の故障

## 第4編 給水装置の構造及び性能

- 4.1 給水装置の構造及び材質の基準の概要
  - 4.1.1 水道法の規定
  - 4.1.2 水道法施行令の規定
- 4.2 給水管及び給水用具の性能基準
  - 4.2.1 耐圧性能基準
  - 4.2.2 浸出性能基準
  - 4.2.3 水撃限界性能基準
  - 4.2.4 逆流防止性能基準
  - 4.2.5 耐寒性能基準
  - 4.2.6 耐久性能基準
- ☆ 4.2.x 給水管及び給水用具に適用される性能基準【削除】
- 4.3 給水装置のシステム基準
  - 4.3.1 配管工事後の耐圧試験
  - 4.3.2 水の汚染防止
  - 4.3.3 水撃防止
  - 4.3.4 侵食防止
  - 4.3.5 クロスコネクションの禁止
  - 4.3.6 逆流防止
  - 4.3.7 寒冷地対策

## 第5編 給水装置工事法

- 5.1 給水装置工事の施行
  - 5.1.1 配水管からの分岐以降水道メーターまでの工事の施行
  - 5.1.2 給水管の取出し
  - 5.1.3 分岐穿孔工程
  - 5.1.4 給水管の埋設深さ及び占用位置
  - 5.1.5 給水管の明示
  - 5.1.6 止水栓の設置
  - 5.1.7 給水管の防護
  - 5.1.8 水道メーターの設置
  - 5.1.9 直結加圧形ポンプユニットの設置
  - 5.1.10 土工事等
  - 5.1.11 配管工事
  - 5.1.12 給水装置に設置するスプリンクラーの取扱い
  - ★ 5.1.13 太陽熱利用給湯システムの取扱い【新規】
- 5.2 検査
- 5.3 維持管理
  - 5.3.1 配水管からの分岐以降水道メーターまでの維持管理
  - 5.3.2 水道メーターから末端給水用具までの維持管理
- ★5.4 撤去工事【新規】

## 第6編 給水装置施工管理法

- 6.1 給水装置工事の施工管理

- 6.1.1 施工管理
- 6.1.2 給水装置工事の施工管理の概要
- 6.1.3 給水装置工事の流れ
- 6.1.4 施工計画書
- 6.1.5 工程管理
- 6.1.6 品質管理
- 6.2 給水装置工事の安全管理
  - 6.2.1 事故防止の基本事項
  - 6.2.2 交通保安対策
- ☆6.x 建設業法、労働安全衛生法等の関係法令の概要【削除】
- ☆ 6.x.1 建設業法の概要【削除：第8編へ移す】
- ☆ 6.x.2 労働安全衛生法の概要【削除：第8編へ移す】
- ☆ 6.x.3 建築基準法の概要【削除：第8編へ移す】

## 第7編 給水装置計画論 《変更無し》

- 7.1 給水装置の基本計画
  - 7.1.1 基本調査
  - 7.1.2 給水方式の決定
  - 7.1.3 直結給水システムの計画・設計
- 7.2 計画使用水量の決定
  - 7.2.1 用語の定義
  - 7.2.2 計画使用水量の決定
  - 7.2.3 給水管の口径の決定
  - 7.2.4 図面作成

## 第8編 給水装置工事事務論

- 8.1 工事事務論
  - 8.1.1 給水装置工事主任技術者の職務
  - 8.1.2 給水装置工事主任技術者に求められる知識と技能
  - 8.1.3 給水装置工事に従事する者及び指定給水装置工事事業者の責務等
  - 8.1.4 給水装置工事記録の保存
  - 8.1.5 基準適合品の使用等
- ★8.2 建設業法、労働安全衛生法等の関係法令の概要【新規】
  - ★ 8.2.1 建設業法の概要【新規：第6編より移す】
  - ★ 8.2.2 労働安全衛生法の概要【新規：第6編より移す】
  - ★ 8.2.3 建築基準法の概要【新規：第6編より移す】
  - ★ 8.2.4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要【新規】
- 8.3 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度
  - 8.3.1 認証制度の概要
  - 8.3.2 認証の基準
  - 8.3.3 基準適合性の証明方法
  - 8.3.4 基準適合品の確認方法

## 5. 水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の概要

### （1）改正の主旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

### （2）改正の概要

#### 1) 関係者の責務の明確化

- ① 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ② 都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

#### 2) 広域連携の推進

- ① 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ② 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

#### 3) 適切な資産管理の推進

- ① 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ② 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④ 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

#### 4) 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※ 公共施設等運営権とは、PFI の一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

#### 5) 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5 年）を導入する。

※ 各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

### （3）施行期日

令和元年 10 月 1 日

※ ただし、3) ②は令和 4 年 9 月 30 日までは、適用しない。

以上